

=速達= =配達証明=

〒141-8519
東京都品川区西五反田7丁目25番19号
共和ビル

共和化工株式会社 関東支店
支店長 高田真人殿

〒231-0021
神奈川県横浜市中区日本大通18
KRCビル403B
横浜ユース法律事務所
弁護士 工藤 昇

申 入 書

令和6年12月10日

共和化工株式会社 関東支店
支店長 高田 真人 様

葉山町代理人 弁護士 工藤 昇

冠省 令和4年2月10日付葉山町クリーンセンター再整備工事(以下「本件工事」という。)にかかる請負契約について、次のとおり申し入れます。

令和6年11月28日の第32回葉山町クリーンセンター再整備工事定例会議において、貴社から本件工事の工期について令和7年7月31日まで延長し、今年度当初の計画工程表(令和6年4月修正版)から約5か月の遅延となることの報告がされました。

工期の変更については、本件工事の工事請負契約書(以下「契約書」という。)第22条に基づき、受注者の責めに帰することができない理由により、工期内に本工事を完成させることが出来ないときは、発注者に対し遅滞なく工事延長申請書をもって工期の延長を求めることができると規定されています。

令和6年11月5日に契約工期である令和7年2月28日のしゅん工はできずに、6月中旬まで延長することの工程表が貴社からメールで提出されたことから、契約書第22条による工期の変更である場合は工事延長申請書を申請するよう、令和6年11月12日貴社担当者に電話により、令和6年11月19日の貴社技術統括本部長との打合せ時、令和6年11月26日貴社担当者に電話により、令和6年11月28日貴社関東支店長に電話により、令和6年11月29日貴社関東支店長にメールにより、令和6年12月3日に貴社技術統括本部長及び担当者に電話により、令和6年12月4日に貴社担当者に電話により、当町から貴社に再三に渡り依頼してきたところですが、令和6年12月9日に貴社からメールで提出された「工期延長理由について」では、契約書第22条の規定による「天候の不良、契約書第2条の規定に基づく本工事の関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰することができない理由によるもの」ではないため、本件工事の工期の延長は、貴社の責めに帰する工期の延長に該当するものとして、契約書第24条に基づく工期の変更について協議を行うこととします。つきましては、工期延長の協議をするために必要な工事内訳書、実施設計図書、工事工程表、生ごみ資源化処理施設に係る以下の書面【試運転・性能試験要領書、運用マニュアル、培地搬入計画】等の資料の提出をこの申入書到着日から14日以内までに求めます。また、当町は契約書第1条第3項及び第4項の規定に基づき、破袋機ではなく破除袋機を当初から貴社に求めておりますので、工期延長の協議をするために必要な工事内訳書及び実施設計図書を作成の際には、併せて同日までに破除袋機を含めた現契約書の請負代金額1,584,000,000円に係る工事内訳書及び実施設計図書の提出を求めます。

工期延長協議により約5か月間の工期の変更がされた場合、当町としては、貴社に対し、契約書第46条

第1項第1号に基づく損害賠償をなすとともに、貴社の工事遅延を原因とし、鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画に基づく2市1町のごみ処理行政の取り組みである令和7年3月1日からの生ごみ資源化処理施設の本格稼働が遅れることにより、当町では、民間資源化処理施設での生ごみの資源化処理を余儀なくされるため、現時点で想定される一月当たり約480万円の民間資源化処理施設での処理費相当額を損害賠償として、貴社に対して請求することとしますので、ご承知おきください。

期限までに本申入書で当町から貴社に求めている上記資料の提出がされない場合は、契約書第46条第2項第2号に該当し、同項に定める請負代金の10分の1の違約金の請求及び契約書第48条第1項第2号に該当するものとし契約解除の手続きをします。

草々

差出人 〒231-0021
神奈川県横浜市中区日本大通18KRCビル403B横浜ユーリス法律事務所

弁護士 工藤 昇

受取人 〒141-8519
東京都品川区西五反田7丁目25番19号共和ビル
共和化工株式会社 関東支店

支店長 高田真人殿

